別紙

特定農林水産物等審査要領の一部を改正する通知案についての提出意見及びそれに対する考え方について

「特定農林水産物等審査要領の一部を改正する通知案」についての意見募集を、令和７年11月14日（金）～同年12月13日（土）にかけて実施しました。計４件（有効件数）の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を次のとおり御報告いたします。

御意見	御意見に対する考え方
１．制度の厳格性と透明性の確保について 地理的表示（GI）制度は、単なる申請手続きの枠組みではなく「食」という国民一人ひとりの生活に深く関わる分野において、地域の誇りと信頼を守るための制度です。 手続きの簡素化やデジタル化が進む中でこそ、制度の厳格性と透明性は一層強化されるべきです。 もし制度に抜けや曖昧さがあれば、国内の生産者や地域ブランドが不利益を被るだけでなく、外資による制度の形骸的な利用や、文化的価値の毀損につながりかねません。 これは単なる経済的損失にとどまらず、国民の食の安全や、国防上の信頼にも影響を及ぼす可能性があります。 制度の信頼性は、利便性だけでなく、厳格さ・透明性・説明責任の三本柱によって支えられるべきです。	１．について、貴重な御意見として承りました。
２．外資リスクと地域ブランド保護の観点からの提案 近年、海外において日本の地域ブランドが不正に使用される事例が報告されています。たとえば、スペインのレストランで「TROPICAL KOBE BEEF」と表示された米国産牛肉が、神戸ビーフのGIを不正に利用していた事例は象徴的です。 こうした事例は氷山の一角であり、制度の運用が甘ければ、外資によるブ	２．について、「登録後のモニタリング体制の強化」に関しては、本改正案の意見募集と直接関係するものではございませんが、農林水産省では、地理的表示の海外における不適正使用の監視を行うとともに、「地理的表示等の不正表示通報窓口」を設置し、地理的表示保護制度に関する違反が疑われる情報をお持ちの方等からの通報体制を整備しており、引き続き、取組を推進してまいります。

ランドの形骸化や信頼失墜につながる危険があります。 このようなリスクに対処するため、以下の提案をいたします。 登録後のモニタリング体制の強化：登録産品の名称が海外でどのように使われているか、定期的な監視と通報体制の整備が必要。 代表者の説明責任と情報公開の義務化：登録団体には、代表者の氏名・役職・連絡先を明示し、申請内容の説明責任を負わせること。 申請内容の公開と第三者意見の導入：申請内容の要旨を公開し、地域住民や専門家からの意見を募る制度を導入。 地域性・公益性の審査基準の明文化：形式要件だけでなく、地域との関係性や実際の生産活動の有無を厳しくチェックすること。	「代表者の説明責任と情報公開の義務化」及び「申請内容の公開と第三者意見の導入」に関しては、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）等に基づいて、申請内容の公示、意見書の提出及び学識経験を有する者の意見聴取の機会等を確保するとともに、個人情報に留意しつつ代表者情報を公表しており、引き続き、適正な制度運用に努めてまいります。 「地域性・公益性の審査基準の明文化」に関しては、特定農林水産物等審査要領（平成31年１月31日付け30食産第4245号食料産業局長通知）において、特定農林水産物等に関する判断の基準として、生産地特有の自然的要因又は人的要因が特性と強く結び付いていることを求める（同要領別添４　農林水産物等審査基準第２の２（２）ア）とともに、品質、社会的評価その他の確立した特性に関する判断において生産の実績を考慮すること（同要領別添４　農林水産物等審査基準第２の２（２）イ（ウ））としています。引き続き、法令に基づいた適正な審査を行ってまいります。
３．改正案の具体的な整合性と運用への懸念 改正案では、補正通知指示書の送付方法が電子化されるとされている一方、新旧対照表では「配達証明郵便を使用する」と明記されており、整合性に疑問が残ります。 電子送付の導入は申請者の利便性向上に資するものですが、制度の信頼性を損なわないよう、運用方針の明確化が必要です。	３．について、補正通知指示書に係る改正はデジタル社会への対応及び申請者の更なる利便性向上のため、配達証明郵便によらずに電子送付が可能となるように、新旧対照表でお示ししたとおり、特定農林水産物等審査要領第１章の第４の（２）イを削除するものです。 電子送付の導入に当たっては、「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」（令和５年３月31日 デジタル庁）等に基づき、発行元の証明並びに完全性、機密性及び可用性の担保等を通じた信頼性の確保に努めてまいります。
また、登録証の交付と登録免許税の納付の前後関係についても、改正概要と新旧対照表で齟齬が見られます。 登録証の即時交付を目指すならば、納付確認の迅速化や仮交付制度の整備など、制度設計の丁寧な見直しが求められます。	また、登録証の交付と登録免許税の納付の前後関係に係る改正は、登録の日以降速やかに登録証を用いた広報等を積極的に行うことで、登録産品のブランド価値向上を図る観点から、登録の日と同日に登録証の交付を行うことが可能となるように、新旧対照表でお示ししたとおり、特定農林水産物等審査要領第１章の第10の４及び５において、「登録証の交付」及び「登録免許税の納付」について書き分けを行うものです。

	なお、登録免許税に関する事項については登録免許税法（昭和42年法律第35号）に規定されているところ、地理的表示保護制度においても、課税の範囲や納付の確認については当該法令に基づいて運用しています。
４．様式改正に伴う実務支援の必要性 様式の改正は、文言の適正化や利便性向上に資するものですが、記載項目の増加や表現の複雑化により、申請者の負担が増す可能性もあります。特に初めて申請する団体にとっては、心理的ハードルとなり得ます。 以下の支援策を併せて検討いただきたいです。 様式の電子化（入力補助機能付きPDFやWebフォーム）の推進。 記載例や記入補助の充実。 地域の言語・表現習慣への配慮（例：方言や伝統的呼称の扱い）。 オンライン説明会や相談窓口の設置。 以上、制度の信頼性と申請者の利便性向上の両立を願い、意見を提出いたします。 特に地域の小規模生産者や伝統産品の担い手が安心して制度を活用できるよう、今後も丁寧な制度運用と改善をお願い申し上げます。 出典：農林水産省「地理的表示（GI）制度に関する国際的な不正使用事例」等	４．について、本改正案は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和７年農林水産省令第47号）の施行に伴う改正や文言の適正化のための改正であり、記載項目の増加等による実質的な負担の増加は考えにくいところですが、農林水産省では、ホームページにおいて申請書等の様式集を掲載するとともに、地理的表示保護制度の普及啓発に係る情報提供や登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口として、「地理的表示保護制度活用支援中央窓口」（ＧＩサポートデスク）を日本地理的表示協議会（JGIC）に設置しており、引き続き、丁寧な対応に努めてまいります。
登録免許税について、納付の領収書の提出を義務付ける法的根拠が不明である。 登録後ではなく、申請時に納付することとはできないか？ 登録が認められなかった場合は、納付された登録免許税を還付すれば足りる。	登録免許税に関する事項については登録免許税法（昭和42年法律第35号）に規定されているところ、地理的表示保護制度においても、課税の範囲や納付の確認については当該法令に基づいて運用しています。 なお、領収証書の提出については、同法第24条第１項において、「当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付

	し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類に貼り付けて登記官署等に提出しなければならない」旨が定められています。
今回の審査要領の改正案は、地理的表示保護制度の運用における利便性向上を目的としたものであり、申請者にとっての負担軽減や迅速な登録証交付の意義は理解できます。一方で、以下の点について制度の信頼性や実効性の観点から懸念を抱いております。 第一に、補正通知指示書の電子送付の導入については、デジタル化の推進として評価できる一方、送達確認の手段やトラブル時の責任所在が不明確です。特に、地理的表示は知的財産であり、通知の遅延や未達がブランド保護に重大な影響を及ぼす可能性があるため、電子送付における確実な送達確認手段の整備と、申請者側の同意取得の仕組みを明示すべきです。 第二に、登録免許税の納付前に登録証を交付可能とする改正については、ブランド活用の迅速化という意図は理解できますが、未納や制度の悪用リスクを高める可能性があります。登録証の効力発生時期や、未納時の取消措置、登録証の回収手続き等について、制度上の担保措置を明確にすべきです。 第三に、団体審査基準に公益社団法人を明記することは、制度の対象拡大として妥当ですが、実際に生産者の意思が反映される体制であるかを確認する審査が不可欠です。名義貸しや実態のない団体による申請を防ぐため、構成員の実在性や意思決定プロセスの透明性に関する基準を強化すべきです。 最後に、様式の整理・明確化は歓迎しますが、特に商標権や専用使用権に関する記載項目が増えたことで、申請者の理解や記載ミスのリスクも高まると考えられます。記載例や記入支援ツールの整備、相談体制の強化など、現場の負担軽減と正確な申請を支援する仕組みの充実を求めます。 地理的表示制度は、地域の知的財産を守る重要な仕組みです。制度の信頼性と実効性を高めるためにも、今回の改正が単なる様式変更にとどまらず、現場の声を反映した丁寧な制度運用につながることを強く望みます	１点目について、補正通知指示書の電子送付に当たっては、「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」（令和５年３月31日デジタル庁）に基づき、発行元の証明並びに完全性、機密性及び可用性の担保等を通じた信頼性の確保に努めるとともに、電子メールで送信する場合は、電子メールやその他通信手段で返信を求める等により到達確認を徹底してまいります。 ２点目について、登録免許税に関する事項については登録免許税法（昭和42年法律第35号）に規定されているところ、地理的表示保護制度においても、課税の範囲や納付の確認については当該法令に基づいて運用しており、登録免許税が未納の場合は、登録免許税法に基づき、税務署長による徴収が行われることとなるなどにより、制度上の担保措置はなされているものと考えております（同法第28条第１項、第29条）。 ３点目について、本改正案で明記した「公益社団法人」は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第２条第５項及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号）第１条の２に規定する生産者団体の定義を満たす団体の形式に該当することを明示したものであり、制度の対象を拡大するものではありません。 また、生産者の意思が反映される体制であるかの確認については、審査過程において、必要に応じて、生産者団体の体制や産品をめぐる実情等について聞き取り調査等を実施することで確認しています。引き続き、法令に基づいた適正な審査を行ってまいります。 ４点目について、本改正案は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和７年農林水産省令

	第47号）の施行に伴う改正や文言の適正化のための改正であり、記載項目の増加等による実質的な負担の増加は考えにくいところですが、農林水産省では、ホームページにおいて申請書等の様式集を掲載するとともに、地理的表示保護制度の普及啓発に係る情報提供や登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口として、「地理的表示保護制度活用支援中央窓口」（ＧＩサポートデスク）を日本地理的表示協議会（JGIC）に設置しており、引き続き、丁寧な対応に努めてまいります。
反対　日付必要	改正案の別記様式３（欠格事項に関する申告書）及び別記様式８（取下書）に関する御意見として承りました。 特定農林水産物等審査要領（平成31年１月31日付け30食産第4245号食料産業局長通知）第１章の第２の（３）において定めているとおり、地理的表示保護制度における申請日は国が当該申請を受け付けた日になります。そのため、「変更の登録の申請の年月日」は、生産者団体が実際に申請書を提出した日とは異なる可能性があるところ、手続の対象については、「登録番号」、「登録に係る特定農林水産物等の区分」及び「登録に係る特定農林水産物等の名称」の事項により特定が可能であることから、変更の登録の申請の年月日の記載に関する申請者の負担軽減を図るために、当該年月日の記載を不要とするものです。